

よくあるご質問

Q.所得制限について

A.児童手当の所得制限に準じた支給となるため、児童手当の特例給付受給者は除きます。

以下の表を参考にご確認ください。

児童手当所得制限		
扶養親族等の数	所得制限額	収入の目安
0人	622万円	833万円
1人	660万円	875万円
2人	698万円	917万円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万円
5人	812万円	1,040万円

確定申告をされている方は確定申告書の「所得金額の合計」の欄、
給与所得のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄が所得の目安になります。

Q.高校生と小学生を養育しています。申請は必要ですか。

A. 児童手当(本則給付)を受給している児童がいる場合、申請は不要です。

高校生相当分も合わせて児童手当の登録口座へ支給いたします。

Q.申請者が日野市に単身赴任(別居監護)しているのですが。

A.児童が他自治体にお住まいであっても、日野市で児童手当(本則給付)を受給している場合は本給付金も日野市からの支給となります。

Q.配偶者からの暴力(DV)により日野市に避難していますが、日野市に住民票がありません。

A.日野市で受給できる可能性がございます。

日野市子育て課へできるだけお早めにご相談ください。

Q.5万円相当のクーポン等の給付はどのように行われますか。

A.決まり次第ホームページにご案内を掲載いたしますので、今しばらくお待ちください。